

令和 7 年度第 2 回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

# 令和7年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和7年8月20日（水）
- 2 時間 午後2時から午後4時まで
- 3 場所 メタウォーターサステナブルパークこがねい 3階研修室
- 4 議事
  - (1) 令和7年度保全緑地の指定及び解除について
  - (2) 小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインについて
  - (3) 令和6年度みどりの基本計画実施計画について
  - (4) 小金井市みどりの基本計画中間評価案について
- 5 その他
- 6 出席者
  - (1) 委員
    - 会長 小木曾 裕
    - 副会長 犀川 政穏
    - 委員 上原 恵美
    - 委員 松嶋 あおい
    - 委員 小谷 俊哉
    - 委員 関 悅子
    - 委員 田村 恵子
    - 委員 馬場 龍彦
    - 委員 箕輪 裕美子
    - 委員 森 一浩
  - (2) 事務局
    - 環境政策課長 岩佐 健一郎
    - 環境政策課長と公園係長 小林 勢
    - 環境政策課長と公園係主任 井上 英里
    - 環境政策課長と公園係主任 関口 雅也

## 令和7年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曾会長 定刻になりましたので、これより令和7年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を開会いたします。

それでは最初に、事務局より本日の会の成立についてご報告をお願いします。

緑と公園係長 事務局の小林と申します。本日の出席状況についてご報告させていただきます。

事前に松嶋委員から少し遅れる旨の連絡をいただいております。

本日は10名の委員のうち9名の委員にご出席いただいております。従いまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので審議会は成立していることを報告させていただきます。

なお、第1回の審議会を欠席され、本日初めての出席になられる委員の方をご紹介だけさせていただきます。お名前を申し上げたら、その場にお立ちいただければと思います。

まず、はじめに、上原恵美(うえはらえみ)委員。東京都多摩環境事務所・自然環境課長で、学識経験者としてご就任いただきました。1期目でございます。

上原委員 よろしくお願ひいたします。

緑と公園係 次に、森一浩(もりかずひろ)委員。公募市民としてご就任いただいております。1期目でございます。森委員は、本日ご都合により、午後3時30分頃に途中退席となりますので、あらかじめご承知おきお願いします。

森委員 森です。よろしくお願ひします。

緑と公園係長 次に、馬場龍彦(ばばたつひこ)委員。公募市民としてご就任いただいております。1期目でございます。

馬場委員 馬場です。よろしくお願ひします。

小木曾会長 続きまして、事務局より、事務局の紹介、配布資料の確認及び事務連絡をお願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。

まず、本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきます。

環境政策課長の岩佐です。

環境政策課長 岩佐です。よろしくお願ひします。

緑と公園係長 緑と公園係の井上です。

緑と公園係主任（井上） 井上です。よろしくお願ひいたします。

緑と公園係長 同じく関口です。

緑と公園係主任（関口） よろしくお願ひします。

緑と公園係長 また、保全緑地を調査しました委託事業者の双葉苑さんも出席しています。

次に配布資料の確認です。次第の下段、【配布資料】をご覧ください。

資料1から資料12までをまとめたもの12点と、本日机上配布しました諮問書の写しの合計13点でございます。本審議会に関連する市の例規、関係計画も置かせていただいておりますので、ご参照ください。お手元の資料に不足がございましたら事務局までお申し付けください。

最後に、本日は議事録作成のため、音声を録音させていただいております。発言をされる場合には、お名前をおっしゃっていただいた後に発言をお願いします。

小木曾会長 事務局より配布資料の確認と事務連絡が終わりました。

ご不明な点はございませんか。

特になければ次に、次第の2議事の「(1)令和7年度保全緑地の指定及び解除について」（諮問）を議題といたします。本案件は、諮問としてお受けすることといたします。事務局の方、お願いします。

緑と公園係長 事務局、小林です。本日机上に配布させていただきました諮問書のとおり、市長より本審議会に対しまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条第2項に基づき、保全緑地の指定又は解除に関する事項であるため、「令和7年度保全緑地の指定及び解除について」の諮問をお願いするものでございます。本日の諮問に対する審議会の答申を会長よりしていただく流れとなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

小木曾会長 ただいま、小金井市長から本審議会への諮問がありました。

それでは、令和7年度保全緑地の指定及び解除について事務局より説明をお願いします。

緑と公園係主任（関口） 事務局の関口です。資料1～3をご用意ください。

それでは、令和7年度保全緑地の指定及び解除について説明いたします。

まず、保全緑地制度とは、小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づく制度で、市内の市民所有の緑地保全及び緑化推進を図ることにより、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的としています。

保全緑地は、環境緑地・公共緑地・保存生垣・保存樹木に区分され、それぞれ一定の基準に基づき指定しています。

一度指定したものについては5年毎に更新が必要になり、本審議会で、更新する保全緑地と新たに指定する保全緑地、また、所有者の意向により解除した緑地につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

それでは資料1の1ページをご覧ください。本日諮問させていただく環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生垣の数量をまとめたものです。それぞれ、申請件数と指定件数を記載しております。詳細は後ほど説明いたします。

続いて2ページをご覧ください。令和7年度保全緑地総括表となつており、令和2年度から令和7年度まで各年度に指定した数量を掲載しております。

先程、保全緑地の更新頻度が5年間という説明をさせていただきましたが、令和2年度に指定した保全緑地は令和7年度が更新年度となりますので、令和2年度から令和7年度の保全緑地の指定数量がわかるよう記載させていただいております。なお、令和2年度に指定された数値が、全て更新されるというわけではなく、途中で解除になってしまったり、更新の申請書が提出されないこともあるため、数値が変わっているところもあります。

それでは、各保全緑地につきまして、今年度に指定申請のありましたものを個別にご説明いたします。まず、環境緑地です。

お手元の資料では資料2の3ページ目、「4 令和7年度 保全緑地指定等一覧（1）環境緑地」と前方のスクリーンを併せてご覧ください。

また、指定要件につきましては、資料3に掲載しておりますので、資料が多くて恐縮ですが、併せてご参照ください。

環境緑地の指定基準につきましては令和4年度に面積要件を500m<sup>2</sup>から緩和し、保全されることが確約される樹木の集団でその集団の存する土地の面積がおおむね300m<sup>2</sup>以上で面的なつながりがあること。としております。

今年度申請があったのは更新2件となります。

No.1、東町一丁目、No.2、梶野町四丁目については、令和2年度に指定されたものの更新分となります。

スクリーンに現地の写真を写していますので、ご覧ください。

No.1、東町一丁目 13筆で合計37,956.16m<sup>2</sup>です。航空写真のうち赤く囲んだ範囲が環境緑地となっております。赤枠の中にある黄色い部分については、建物等があり、環境緑地から除外されております。なお、こちらの土地は、国分寺崖線区域内となっております。

続いてが、2件目の梶野町四丁目の環境緑地の指定箇所になります。こちらも赤い枠で囲った範囲が環境緑地になっており、黄色い部分に家が建っておりますので、その部分は除外させていただいております。環境緑地としては、今年度は更新の2件になります。

続きまして、保存樹木の説明に移らせていただきます。

保存樹木の指定基準としては、1点目、地上1.5mの高さにおける幹周りが1m以上または高さが10m以上のいずれかの条件を満たしていれば保存樹木として指定される条件を満たしております。

保存樹木に指定されると、奨励金として一本当たり2,000円をお支払いしていますが、税金面の減免等の措置はございません。

ここからは今年度の更新分及び新規分の実際の現地の写真を使って説明をさせていただければと思いますが、件数が多いため、更新については抜粋したもので御説明をさせていただき、新規の申請を中心に写真で御紹介させていただければと思います。

こちらが更新の1件目です。シラカシの状況の写真となっております。

こちらが更新の2件目です。本町三丁目のケヤキの木になっております。

こちらが3件目、貫井南町二丁目のシラカシの状況です。

4点目の貫井南町三丁目の、こちらもシラカシの状況となっております。

ここからが新規申請があった箇所について説明をさせていただきます。

中町四丁目のサカキになります。同じ敷地のウメの木になります。

こちらが別の桜町三丁目のケヤキの木です。同じく桜町三丁目の2本目のケヤキの木の申請があったところです。

続いて、前原町三丁目のエノキの木です。

同じく前原町三丁目のマツの木です。

同じく前原町三丁目のモミジの木です。

同じく前原町三丁目のシラカシの木になっています。

続いて新規の4件目のところですが、このところだけで申請が169本ございます。全ての樹木の写真を説明しますと時間かかってしまうので、こちらについては、一部の写真で説明をさせていただければと思います。

1本目が、ケヤキの木です。

続きまして、ムクノキです。

3件目が、モミジの木です。

続いて、シラカシです。

続いて、ビワの木です。

続いてが、モチの木です。

続いて、ヤマザクラです。

続いて、サワラです。

続いて、スギです。

続いて、サワラの木です。

保存樹木は件数が多いので、写真は以上で、説明は終わらせていただければと思います。ほかの樹木の写真も用意はしておりますので、もしお時間がありましたら、後でもお見せすることも可能ですので、お声がけいただければと思います。

続きまして、保存生け垣について説明させていただきます。こちらが保存生け垣の指定基準となっております。条件が多いので、詳細な説明は割愛させていただきますが、御手元の資料2にも同じものを御用意させていただいておりますので、御参照いただければと思います。保存生け垣につきましては、登録されると、1m当たり300円の奨励金をお支払いしますが、1件当たりの上限金額が15,000円ということなので、延長としては50mまでの奨励金の支払いという形になります。保存生け垣につきましても、固定資産税や都市計画税と

といった税金面での減免措置というものはありません。

これからが今年度の保存生け垣の更新分と新規分の現地の写真になります。こちらも件数が多いため、全ての写真の御用意はできていないので、抜粋したところの写真で御説明をさせていただければと思います。

こちらの写真が保存生け垣の更新の1件目です。緑町三丁目にありますハマヒサカキやベニバナトキワマンサクとなっております。

こちらが、2件目の緑町四丁目のレイランディになっています。

こちらが、整理番号5番で飛んでしまいますが、前原町三丁目のウバメガシになっております。

こちらが、整理番号7番の本町四丁目のイヌツゲです。

こちらが、整理番号9番の貫井南町三丁目のベニカナメモチとなっております。

ここからが今年度、新規の申請のあった箇所になります。

1件目が、東町二丁目のチャボヒバになります。

続いて新規の2件目として、貫井南町三丁目のネズミモチとヒイラギモクセイとなっております。

保存生け垣の資料としては以上となります。

続いて、資料1の9ページ、保全緑地の解除についての御説明をさせていただければと思います。こちらにつきましては、令和6年度に1年間、解除として出てきたものをまとめたものでございます。備考欄にはそれぞれ解除に至った理由を記載させていただいております。

まず、環境緑地については4件ありますが、全て同一地権者の方からの解除となっておりまして、理由としては環境緑地を解除し、生産緑地に指定するために解除したものとなっております。

保存樹木については全部で12件の申請がございまして、計37本が解除になっております。解除の理由としては、昨今の台風や暴風対策、樹木の枯れ、家の解体に伴う解除といった理由がございます。

続いて、保存生け垣の解除についてですが、4件の合計延長で82.4mが解除になっております。保存生け垣の解除については、敷地内の更地化という理由で解除となっております。

続きまして、資料の3番について説明させていただきます。こちら

が環境緑地、2ページ目が保存樹木、3ページ目が保存生け垣のそれぞれ過去10年間のグラフの推移を掲載させていただいております。

環境緑地については、先ほどの生産緑地の指定の分、解除になっているので、面積が昨年度より減っております。

こちらは保存樹木のグラフですが、今年度は新規の保存樹木の申請の方がいらっしゃったので、その1件だけで160本以上の申請があったので、昨年からは本数としては大きく伸びております。

こちらが保存生け垣のグラフですが、数値としては少し解除が多かったので、昨年より20mぐらい減っているような状況となっております。

以上で、資料1から3の保全緑地の指定及び解除について、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

小木曾会長 ありがとうございます。説明が終わりました。ただいまの説明で何か御質問等ございましたら、お願ひいたします。何かありましたら、挙手をお願いいたします。

関委員 関です。先ほど、保存樹木が大幅に増えましたとありましたが、それはどの辺、貫井南三丁目ですけれども、プライバシーもあり公表はできませんか。もともとあったところですか。

緑と公園係主任（関口） 貫井南町三丁目の貫井神社でございます。貫井神社は、登録自体はもともと100本ぐらいあったのですが、それ以外で今年度169本、同じ神社の敷地内にあるというところで御申請をいただき、大きく伸びたというところになります。

関委員 それでは、もともと保存樹木の制度は御存じで、さらに増えたという形。

緑と公園係主任（関口） そのとおりです。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。  
どうぞ。

小谷委員 小谷です。御説明ありがとうございます。新たに環境緑地に指定するものですが、正式な呼称は環境保全緑地なんですか。

緑と公園係主任（関口） 環境保全緑地の中に環境緑地というのと公共緑地というのがございます。

小谷委員 その定義のほうもそうですが、新たに環境緑地に指定した理由と

して生産緑地になったということですか。

緑と公園係主任（関口） ご質問は解除の件でしょうか。

小谷委員 解除のほうです。失礼しました。資料9ページの一番上の（1）で、生産緑地に指定するためとあるということは、農地で農業をする、生産緑地に指定するとなると、従前からある程度農業の営みがなされていたようなところだったのかなと思われるのですが、その状況は。

緑と公園係主任（関口） こちらは環境緑地の時点で、もともと竹林でした。

小谷委員 竹ですか。

緑と公園係主任（関口） 土地の用途の変更はなく、竹林で今後はタケノコを出荷していくということで、生産緑地に指定することです。

小谷委員 樹木があったということですね。

緑と公園係主任（関口） そのとおりです。

小谷委員 どうして、今まで樹木だったところがいきなり農地になり得るのかと思ったのですけれども、いずれにしましてもみどりの面積ということでいけば変わらないしということですね。

緑と公園係主任（関口） そのとおりです。

小谷委員 農地に対しては環境緑地の指定はできないので、補助もできないから外れるという理屈になるわけですね。

緑と公園係主任（関口） そのとおりです。重複の認定ができませんので、環境緑地か生産緑地かいずれかを選択いただくこととなります。

小谷委員 分かりました。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

森委員 偕越ながら。

小木曾会長 どうぞ。

森委員 森でございます。御説明ありがとうございました。今後のために、私の理解のためにお聞きしたいのですけれども、今回の第1号議案の諮問の内容というのは、まさに御説明いただいた申請されたものをそのまま指定してよろしいかということだと思っていて。この異議がなければ、出されたものの内容で、市長の方なのか分かりませんが、答申されるということなんですね。

緑と公園係主任（関口） そのとおりです。

森委員 分かりました。環境緑地も非常に減っちゃっていて、今後、何か打

ち手だとかをどう考えているのかということが気になっちゃったので、それは後ほどのみどりの基本計画とかの議事で議論されるのだったらいいかなと。その御質問でした。ありがとうございます。

小木曾会長 ありがとうございます。減っていることに対して、皆さんいろいろ気がかりだと思いますし、私も非常に気になってしまって、アイデアとかいろいろあると思うので、みどりの基本計画の議論のときに御議論いただければと思います。こんなふうにしたら増えていくんじやないかとかありましたら、お願いします。

ほかにございますでしょうか。

小谷委員 小谷です。簡潔に申し上げます。環境緑地とかの指定基準について、事前に事務局さんほうから質問などがあればということで、仮の案ということで出させてもらったこととして、今回、いろいろな基準が条例で指定されています。恐らくこうやって定まっているから、こういう基準に照らしてといったことはあるのですが、時々刻々、今日もすごく暑い状況になっていて、もっともっと緑陰が必要だろうとか、もっとみどりの保全だけの奨励なり支援ができるようになったらいいかと思っているところでもありますが、今ある基準がいいのか悪いのかというか、もっともっとよくしたいなと考えようとしたときに、現在の基準がどうやって今に至っているのかというのが経緯として、なぜ今ここに落ち着いているのか。特に気になるのは、環境緑地だと奨励金は国分寺崖線のところだけ予算を倍に、プラスで出しますよと。先ほどのもう一つの2号のほうの平地のところの民有地は、国分寺崖線じゃないから奨励の対象にはなっていないとかあるのですが、簡単に書面でもいいのですが、分かれるに至った経緯が今後、基準のところから見直していくというスタンスで、後ほどみどりの基本計画、その他もろもろの制度なのですが、考えるというところもございますので、急にということは難しいかもしませんが、おいおい資料とか情報を御提供いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

小木曾会長 ありがとうございます。今、小谷さんからのお話で、国分寺崖線の環境緑地に限りという理由は基本的にどういうことだったのでしょうか。分かれば教えてほしいのですが。一般の緑地はなぜ駄目だったと

いうところはどんな感じだったのでしょうか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。事前に御質問ということでいただいていたので、実は経過を調べていたのですが、遡ること昭和58年になります。そのときに、こういった環境緑地、あと保存樹木、保存生け垣という制度も、昭和58年に始まっています。そのときに、もう国分寺崖線の奨励金もありました。ただ過去からの資料としてまとめようとお調べしていたところ、実は要件や助成内容を変えるということがあったのが本当に直近で、それが令和3年、令和4年になります。そこまでは大きな要件の変更はなかったようです。国分寺崖線だけを特化した理由を、その当時、制度の開始を決めたときに、緑地保全対策審議会で議論があったようです。昭和50年代の議事録まで遡れなかつたので見ることができなかつたのですが、東京都としても、国分寺崖線を重点的にというのを出していたというので奨励金対象としたと推測されます。

小木曾会長 分かりました。

緑と公園係主任（井上） 令和3年度や令和4年度に、要件緩和を行ったときは、審議会の中で、要件緩和案をお出しして、それに対して御意見をいただいて、令和3年にも審議をして、一度要綱改正したもの。更に、令和4年度には、審議の中で要件を少し変えたほうがいいのではないかという審議があり、令和4年の審議会の中で再度議論いただき、令和5年に改正したというのが生け垣の具体的なところでございます。

今後の方向としては、今の基準はこれになっているので、今度、みどりの基本計画の中で、改善の方向性を検討し、また審議会で議論いただくのが、次につながる方法ではないかと思っております。

小木曾会長 私からの質問ですが、小谷さんの質問の中で気がかりだったので質問させてもらいましたが、いろいろ経緯を調べていただいているので、経緯を整理した段階で、また審議会の中で議論をするというふうにさせていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ、上原さん。

上原委員 基本的なことをお聞きするようで、お恥ずかしいですけれども、こういった緑地ですか、保存樹木ですか、生け垣ですか、これは市のほうで何か広報ですかに打って申請を受けるような仕組みにな

っているのか、それとも何か市のほうで決め打ちでお願いできますかみたいな形でやられているのか、件数を見ていると非常に少ないのでなと思ったんですね。神社さんが今回 169 本ということで大幅にアップしていて、その神社さんはほかの場所を指定されていたということで、多分この制度を御存じだったので申請されたんじゃないかと思うんですけども、どういった形でこういった申請を受けられているのか、基本的なお話なんですけれども、仕組みを教えていただければと思います。

小木曾会長 ありがとうございます。大事な質問なので、よろしくお願ひいたします。

緑と公園係主任（関口） 周知については、市報、市ホームページを使って市民の方にお知らせはしていますが、周知が行き届いているかにつきましては、課題はあるかと思います。既に指定されている方についても、改めて、今は登録していないけれども、ほかにも樹木とか生け垣があれば指定のご案内をしているところです。

上原委員 ありがとうございます。まだ伸び代がある気がするので、頑張っていただければと思います。

環境政策課長 この制度がなかなか知られていないというところも残念ながらあるものですから、市のほうでオリーブとかブルーベリーの苗木供給ということで、イベントで市民の方にお配りするときがあるんですね。2、3年前に、保存生け垣の規制を緩和した部分がありまして、使ってもらいやすくしたんですけども、そのときもチラシを配布させていただいて、市民の方に分かりやすく保存生け垣の補助のチラシを作させていただいて、周知させていただいていました。確かにこの審議会の中でもそういった御意見をいただいて周知に努めた経緯がございますので、今後も少しでも分かりやすいように周知徹底していきたいと思いますので、また何か参考になるような御意見をいただきましたら、やってみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

小木曾会長 私から一言いいですかね。今、上原さんが言われた伸び代があるんじやないかと感じたわけですけれども、私もまだ十分伸び代があると思っています。急に木が大きくなるわけじゃないし、緑地も増えないし、でも、そこにあるものが指定できていないというのが実態として

あるのではないかと思っています。

幾つかの例がありますけれども、例えば今日、私は中央線で来るのですが、高架線の上から外を見ていました。まだあれは多分指定されていないだろうなというのが結構あるんですよね。大きなマンションや神社なり、公共緑地は多分できないんでしょうけれども、可能性はあると思います。特に神社とかお寺なんかも、いろいろ減免申請の意味があるのかどうか、何とも言えませんけれども、そういうことを踏まえて、国分寺崖線から外れれば結構可能性はあると思います。実際、そういうところにこちら側からアクションを起こして、もっと申請してくれませんかみたいなアクションを私はやってもいいのではないかと思っていて、それはまたみどりの基本計画のときに話しますけれども、やり方はいろいろあると思うので、もっと積極的にやると、ベースにあるものを生かさないというのはもったいないと思っているので、いろいろアイデアを持っていますので、引き続き検討されるといいかなと思います。木は急には大きくなりませんから、あるものを生かすということで。

関委員 話がそれてしまうかもしれないのですけれども、関です。桜町のほうに聖霊修道院がありまして、この間たまたま桜町二丁目緑地と書かれた白い看板を見たのですが、そこは最近申請があったのですか。

緑と公園係主任（関口） 聖霊修道院は、令和5年だったと思いますが、85本程度の指定があったと記憶しています。

関委員 初めて立て看板を見たと思うのですけれども、そういうこともこれからはしていくのでしょうか。できるところはそういうのを立てていくとか。

緑と公園係主任（関口） 桜町二丁目緑地は指定管理者のほうで、管理している緑地として、看板を設置させていただいています。

関委員 指定管理者さんが看板を設置していらっしゃったんですね。

緑と公園係主任（関口） そのとおりです。

関委員 分かりました。

小木曾会長 ありがとうございます。これ地番というか地籍で書いてあるので、貫井神社とか書いていないので、意外と5年に1回なので分かりにくいくらいですね。市の全体像が見えないので。それがいつ指定されたの

か分かりにくいというのもあって、皆さん、市民の方とか本当は分かっているはずなんですが、その辺も工夫の余地があるかなと思います。いろいろ市のルールもあると思うので、これからまた議論させてください。ありがとうございます。

よろしいですか。ほかになければ、次に進みたいと思います。

はい、どうぞ。

犀川委員

犀川ですけれども、どこかの一覧表の中で保存樹木の一つにシンジュと書いてあったんですね。シンジュというのはニワウルシともいうんですけれども、近頃この辺に入ってきて、例えば中央高速道路なんかに行くと、やたらにそれがわあっと茂っていたりしたんです。この頃、切られてなくなつたんですけどね。見慣れた景色を保存するというような意味が保存樹木にあるとしたら、そういう増えては困るシンジュのような木を保存するというのはあまりよくないのではないかと思うのですが。あと、トウネズミモチとか、手入れが行き届いていない庭なんかを見ると、荒れた木がいっぱいありますけれども、シンジュというのはそのうちの一つなんですよ。ですから、我々、話し合っていないからここに入っているんですけども、できたら、多分どこかでそういうのはいけない木だとなっているに違いないので、一覧表か何かを作つておいて、以下に列挙している種類の樹木は指定しないとかにしておかないと、鳥がやたら種を運んで、思わぬところに、例えばうちの近所に多磨墓地というのがあるんですけども、そういった荒れ果てたお墓なんかにはあつと生えてくる、そういうものは基本的に困りものだと思うんです。そういうのはお墓に生えるならいいけれども、市内で例えばシンジュが保存されて茂っちゃつたりしたら、やがて周りにシンジュがいっぱい増えますから。大きな葉っぱで、羽状複葉というんですけれども、一本真ん中に筋があって、両側に小葉というのが羽のように出ている木なんです。だから、モダンでいいのかもしれないけれども、農林省とか森林研究所か何かのページを見ると、シンジュというのは、絶滅の反対の新たに日本ではびこり始めた危険植物みたいな種に入っているに違ないので、知らないで保存に指定しちゃったというならしようがないけれども、知っていて保存に指定するというのは変な気がするんです。よろしくお願ひいたしま

す。ニワウルシがシンジュのことなんです。きれいに育てるときれいですけれども、びゅーっと大きくなつてヤシの木みたいにこういう葉がつくんです。だけれども、すごく丈夫な木なので、例えば市内の公園に1本でも増えちゃつたりすると、種がざつと増えます。本来、きれいに刈り込んだりしなきやいけない樹木の成育を脅かしますね。

小木曾会長 ありがとうございます。御意見としていただきまして、市のほうでも調べてみてください。私もシンジュの木はもちろん知っています、北海道に単木で大きなものがあって、樹形的にはいいなと思っていたので。

犀川委員 そうなんですよ。1本こうやってあるのは便利ですけれども、それだけ丈夫な木なんですよね。

小木曾会長 トウネズミモチみたいな問題を起こすようじゃ問題なので、いろいろ調べて、保存樹として不適切な樹木みたいな整理をするかどうかですよね。

犀川委員 多分、森林総合研究所か何かの保護基準か何かに一覧表みたいなのがあるはずなので、そこで危険植物に該当するものは許可しないとかにしておかないと。

小木曾会長 ちょっと調べてみて。ありがとうございます。どうぞ。

関委員 関ですけれども、先ほどネズミモチとおっしゃっていましたけれども……。

小木曾会長 トウネズミモチ。

犀川委員 ネズミモチじゃなくてトウネズミモチ。

関委員 トウネズミモチ。ネズミモチはよろしいですか。

犀川委員 ネズミモチはいけない。トウネズミモチはわあっとケヤキみたいに大群でそろって。

関委員 一応、ネズミモチなどは雑木として、本当にみどりがないところ以外はいつも抜いていますし、伐採もしています。

小木曾会長 トウネズミは鳥がつまんで、どこかへ行って、どんどん増えていくんですね。みどりとしてはボリュームがあつてきれいなんですけれども、繁殖してしまうんですね。

ありがとうございます。

時間の都合もあるので、次に行きたいんですけども、よろしいで

しょうか。

では、次に行きたいと思います。それでは協議も尽きましたので、市長から諮問がありました令和7年度保全緑地の指定及び解除について、諮問のとおり市長に答申することでよろしいでしょうか。異議なければ拍手でお願いいたします。

(拍手)

小木曾会長 それでは諮問のとおり市長に答申することにします。また、調査事業者の方は退室ということで、お願いいいたします。

続きまして、議事の小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインについて（諮問）を議題といたします。本案件は諮問としてお受けすることにしたいと思います。

緑と公園係長 事務局の小林です。本日机上に配付させていただきました諮問書のとおり、先ほどと同様に市長から審議会のほうへ諮問するものでございます。本日の諮問に対する審議会の答申を会長より市長に答申していただく流れになりますので、御承知おきをお願いいたします。

小木曾会長 では、インクルーシブデザインについて事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。それでは、資料4を御用意ください。よろしいですか。

小金井みんなの公園プロジェクト「play here」と銘打ちまして、障害のある子や外国にルーツのある子、様々な背景を持ったあらゆる子供が一緒に遊べたり、楽しく過ごせる公園づくりの検討を令和5年度から進めています。

資料の「はじめに」という部分にこれまでの経過を今回、書かせていただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。

令和5年度に、ワークショップやウェブアンケートを通じまして、幅広く子供などの意見を聞きまして、整備内容の検討を進めてきました。

令和6年度からは、より普及啓発を図るために、チラシの配布やSNSを活用した情報発信をしながら障害者等の理解の促進を図る事業を進めています。

前回、第1回の審議会ではこれまでの経過をこのように「はじめに」

のページに記載したほうがよいということで、このページを新たに追加させていただいております。

これまでの取組内容としまして、ワークショップ、ウェブアンケート、インタビュー、小学校での出張授業、様々な方とのお話をしてきた内容を記載するとともに、地域の方の心がけや配慮などの理解が広がると、様々な子供が遊べる可能性があるということを記載させていただいております。

また、ハード整備だけにとどまらず、地域の方々を巻き込みながら、ソフト的な取組や遊びを豊かにする取組も考えていることも記載しております。

最後に、様々な市内部の関係部署との連携も必要ということも記載させていただいているところです。

前回の審議会で、もう一点の御指摘としましては、36ページを御覧いただければと思いますが、先ほど説明しました関係部署との連携というところで、公園活用推進会議の設置という記載がございますが、下の表の中に環境政策課の記載が漏れているという御指摘をいただきましたので、表内の環境政策課の部分を追加させていただいております。

また、この推進会議につきましても、第1回の会議を7月10日に開催しております、ガイドラインの説明、今後の連携した取組についても継続的に協議をしていくこととなりましたので、御報告をさせていただきます。

第1回の審議会の中で、ガイドライン全体の説明させていただいたところでして、変更点は以上となります。前回、御欠席された委員の方もいらっしゃいますので、全体としてお気づきの点がありましたら、御意見いただければと考えております。

本日いただいた意見を踏まえまして、ガイドラインの内容を確定させていただき、市ホームページで公表をしてまいりたいと考えているところです。

説明は以上となります。

小木曾会長 説明が終わりました。ただいまの説明で何か御質問等ございますでしょうか。

では、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、ここで議事が一区切りつきましたので、市長から諮問がありました小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインについて、諮問書のとおり市長に答申することでよろしいでしょうか。では、異議なければ拍手でお願いします。

(拍手)

小木曾会長 それでは諮問のとおり答申させていただきます。では、次の議題の受託事業者の方が入りますので、少しお待ちください。

次に、3番の令和6年度みどりの基本計画実施計画について事務局より説明をお願いします。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。それでは、資料5、小金井市みどりの基本計画実施計画を御用意ください。スクリーンでもお出ししていますが、御手元の紙のほうが見やすいかと思います。同じものになります。

小金井市みどりの基本計画実施計画につきましては、みどりの基本計画に記載のある取組に対して、改善を図りながら継続的に取り組むため、市の各担当課において、1年ごと、毎年度ですが、各取組について、その状況、評価、その効果、改善事項や今後の取組についてまとめたものでございます。毎年この緑地保全対策審議会において確認いただいて、御意見をいただいております。

評価につきましては、計画どおり実施できた、計画どおりの評価であり実施効果があったものにつきまして、B評価としております。実際にB評価が多くございます。全部で63ある取組の中で、特に計画以上の実施や計画以上の効果があったものはAとなっております。

その表の見方を一つ事例に取りまして御説明させていただいて、この後の質疑に移らせていただきたいと思います。

では、具体的に今見ていただいている資料のナンバー2、2つ目、みどりを守るという基本方針の中で、具体的な取組でいいますと、崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守るという具体的な取組の2番で、主な取組という列で見ますと、どんなものかといいますと、内容が特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園ではと書い

てあるこちら、イベント開催などを通じて周知に努めますという、これに関してどのようなものであったかがこちら、横を見ていくとそれぞれ詳しく書いてございます。こちらを事例に説明させていただきます。

特別緑地保全地区である滄浪泉園にて市民の方がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようなイベントを開催して周知するというものになりました、令和6年度どんなものが行われたかということで、記載してございまして、毎年行っているのが無料開園イベントでございますが、無料開園以外に園内に標識を設置して、それをアピールする。市のホームページですとか、市報にもお載せいたしました。園内でのスマホで生き物探しイベントも実施しました。ほかにも園内の自然観察と大きな紙芝居読み聞かせイベントというのも行いました。こういったことを行ったので、計画どおり実施しましたのでB評価で、計画どおり達成したということで、効果があったということでBとしております。

簡単ではございますが、1事例を紹介しての説明とさせていただきました。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。

松嶋委員 質問です。

小木曾会長 はい、どうぞ質問お願いします。

松嶋委員 松嶋です。こちらのいろいろな取組があると思うのですが、どこの課がやっているのかということの表記がされていなくて、それと評価は誰が行っているのか、その課が評価しているのか、その課に対してそれがちょっと分からぬので、お伺いしたいです。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。最初の御質問、どの課が行っているのかについては、今、申し上げた2番に関しては環境政策課が主担当課になります。63ある取組のうちその多くが環境政策課ですが、ほかにも教育委員会が部署だったり、公民館であったりですとか、それぞれの部署名が記載されている資料もございます。ただ、過去の審議会の中で全部を載せると小さくなつて見にくいという御指摘があったので、今お載せしていない状況です。

松嶋委員

食育のほうでの審議では、どこの課が食育に関わっていたといって、それを見ると、すごくいろいろな課が食育に関してやってくださっていることが分かって、それで市全体が取り組んでいることが分かるので、どの課がやっている、例えば、農業委員会がやっているんだとかは分かるのですが、いろいろな課が、市が全体で環境を守っているということが分かるので、環境政策課が一番多いと思うのですが、関係する課がちょっと隙間に入っていたりするとうれしいなと私は思います。

緑と公園係主任（井上） 2点目の評価はどこが行っているのかにつきましては、まず、主担当課がどんなものを実施したという回答のときに、計画どおりできたというのであればBをつけてきます。それに対して、効果に関しても計画どおり見込んだ効果であったのであれば、主担当課がつけています。環境政策課でまとめるときに、これはBではなくてというのがあれば、お聞きして直すものではということは確認いたします。以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。松嶋さんが今、言われたことはとても大事だと思います。私もほかの自治体でやっているところで、みどりの基本計画は非常に重要で、この制度ができたときに昔は緑のマスタープランといって、緑地だけで議論されていたんですけども、今のみどりの基本計画は市全体の計画に全部携わっていて、都市計画とも関係しているので、市のいろいろな課と関係してできているんです。だから、みどり系のところだけで独りよがりでやっているわけじゃないので、そういう全体の課との関係性というのはとても重要なので、その課を小さくてもうまく書いておいていただくと、より分かりやすいかと思います。ぜひお願ひします。

評価については今の感じで大丈夫ですか。

ほかにござりますでしょうか。

森委員

一般市民の感覚で恐縮なんですけれども、確かに皆さんしっかりと取り組まれているんだろうなと想像もできないから分からないんですが、そもそも計画自体が定量的な目標を書かれていないので、本当に計画どおり実施したという評価が正しいのかが正直分からないと思っていまして、先ほどのどんな課が連携されていますというのも、都市計画

とどう連携してというのも全体像として大事だと思うんですけれども、一市民として、本当に皆さんが努力されて、よかったですというのが僕は正直ぱっと見て分からぬと思います。独りよがりなどと言う気は全くありませんけれども、例えば、せっかくまとめてくださったみどりの計画を小金井市としてこう考えていますと市民に発信していくことが大事だと思いますし、そのときに定量的に言えるほうがすごく分かりやすいと思いますし、せっかく頑張ってくださっているのであれば、計画自体も定量的なものを立てていただいて、それに対して100%とか20%と言ったほうがすごく分かりやすいかと思っているので、今々は無理だと思いますけれども、今後のところでは、もし改編だとかがあるときは、ぜひ御検討いただきたいと思いますというのが一つと、もう一つが未実施となっているCというところですけれども、ここの未実施にしてしまってよかったですのかなとか見ていると、1枚目をナンバー5のCの理由は、活動を中止したため至らなかつたと書かれているので、だったらCじゃなくてDじゃないのかといろいろ思うところがあるので、先ほどの御質問にも関連しますけれども、どなたがどんな形で適時適切に御検討されているのかというのがすごく気になりました。

以上です。

小木曾会長 という御意見ですけれども、何かコメントござりますか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。定量的とおっしゃっているその内容、例えば、何回実施したとか数値化できるものは数値化できるように依頼をして、それをお返事いただけるように働きかけるというところで、まず改善できればなと思いました。ただ、全部が量で量れるものではないので、どうしても数字にならないものはあるかなと思っていますが、少しでも改善できればと思います。

森委員 そうですよね。何か定性的なものでも判断の物差しみたいなものが分かると分かりやすいかなと思って、計画はこうです、これをやりました、だから、私、頑張ったんです、Bですと言われても何ともぴんとこないなと思ったので、定量的にできるものはできる限り数値化していただくとか、定性的なものだとしても、何か物差しを計画として決めていただいて、この物差しに達したから計画以上でしたよと何か

がないと、万人が共通理解できないかなと正直思ったので、せっかくすてきなみどりの基本計画というものがあるんだとすると、その計画を皆様に日々実施していただきて、ちゃんと進んでいるんだと市民の皆さんも実感しやすいと思うので、ぜひそういう考え方を取り入れていただけるといいんじゃないかなと思いました。

環境政策課長 行政の計画だとなかなか一般の市民の方は分かりづらいというような御意見をよくいただいたりします。評価も今回の実施計画の部分で、資料5で出させてもらっていますけれども、なかなか見にくいところがあるかと思いますので、そういったところは、少しずつ見やすくしていきたいと思いますし、計画をつくるときに評価しやすいような形で、定量的なものも、全部そうできるわけじゃないですけれども、なるべく市民の方に分かってもらえるような形で努めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

森委員 ありがとうございます。

小木曾会長 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

なかなか定量的に難しいですけれども、極力そういう形で目に見えるように分かりやすくしてほしいと思います。お願ひします。

ほかにござりますでしょうか。

小谷委員 これ6ページぐらいにまたがっておりますけれども、例えば1番と2番の部分とか限定しなくても、あちこち飛びながらの発言でもよろしいですか。

小木曾会長 いいですよ。

小谷委員 ありがとうございます。小谷です。とはいながらも、まず1番のみどりを守るというところと、みどりをつくるという辺りのところで、ざつと見ました。それから、みどりの基本計画で書かれている部分と比べて見ました。まず、最初の1番ですけれども、先ほど東京都の委員さんからも話があったとき、このみどりの保全緑地制度をもっと周知しようという話もありました。先ほど森さんの話もあって、やっていることはこうやって評価、計画どおり実施しているということのようですが、評価 자체はいいのかもしれないですけれども、そうすると、改善事項のところが空欄であるので、強いて言わせてもらえば、例えば今後、ホームページとかでも、さらに特集号を増やして周知したりということもあ

るんですけども、一つ11月14日から16日に、毎年、小金井市さんにやっていただいている環境フォーラムがあるのですが、そういういたところでも、今まで周知していらっしゃったのかもしれないですねけれども、もっとできるところはどんどん発信していこうというのを加えるとよいのかなというのが一つです。

それから、今日は、資料の後半の9辺りで新しい国の方針、各種制度の動向で御紹介されていますように、都市緑地法が改正されて、特別緑地保全地区という現状凍結的に都市計画でみどりを保全しますという制度、これに対して国のほうで、基礎自治体が買取りをしたときに分割払いが20年ぐらいかけてできる制度ができましたよと。要するに、特別緑地保全地区という市役所さんにとっては位置づけることがとても高いハードルだったものが、だから今、滄浪泉園だけにしか指定されてないものが、もっと幅広く、特に今回ここで書いているように国分寺崖線、先ほど、奨励金が出る特別なエリアですよね。そういういたところに対しても、例えば特別緑地保全地区の指定範囲、指定箇所をもっと増やすということを検討していく。そういういた視点で、このみどりの基本計画の中間年ですから、何か見直しができるならそういうことも検討に加えてもいいのかなと思います。これは何番の項目と具体には言いづらいところですけれども、保全緑地制度の基準の見直しとか要件の見直しとか、7番、8番、9番あたり、いろいろございますので、そういういたところはもっと拡充、手厚くしていくことが大事かなと。

その理由としては、やっぱりこれだけ高温化している昨今の中で、また、みどりがどんどん減っているというところでいくと、生態系の連続性のつながりとか、みどりの質とか、管理の質ということでよく小金井市さんはうたわれていると思うのですが、もっとみどりの量的なものとつながりの質を拡充していくということが大事かと思います。

現に今、若干言いづらいですけど、環境の面からすると、都市計画道路3・4・11とか、国分寺崖線を縦断したり横断したりする計画道路が具体化しようとしている危機的な状況があるので、そこは緑化維持といったところがどこまで言えるかというのもあるかもしれませんけれども、非常に重要なところだと思っています。

国分寺崖線、野川は非常に貴重なところですので、みどりをできるだ

け確約的に位置づけるといったことをもっともっと積極的に取り組むべきこととして今あるんじゃないのかなと。これが5年後のみどりの基本計画の見直し時期を待ってからだったら、もう事業化決定してしまって後戻りができないくなってしまいますので、その辺りは、この縁対審という場の中だけでもし扱うのが大変であるならば、別途ワーキングとかを設けてでも取り組むべきことかなと思っております。

ですから、都市緑地法とか保全緑地制度、国の制度のもっと積極的な活用ということと、それから、今ある国分寺崖線周辺の環境生態系の保全、そのためにもっと力を注いでいくというふうに思っております。ここはどこに書いたらいいんでしょうか。改善事項とか、そういったところでしょうか。一旦切れます。

小木曾会長 今の御質問と御意見ですけれども、いかがでしょうか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

前段の保全緑地制度の周知、環境フォーラムでという御意見を具体的にいただきありがとうございます。環境フォーラムでの周知を何かできないか、今からなら準備は間に合うと思うので、同じ課内で協力していただき一緒にできたらと思っています。

後段の新たな取組、国の制度だったりというでお話しいただいたところは、今ここでのお話というよりは、次の次第のみどりの基本計画の見直しというところで、そちらのお話のほうがよりつながるかなと思いますので、そこでまたお話をと思っております。

小谷委員 先走ってすみません。

小木曾会長 いろいろ御意見ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。この資料5につきましては、一度これで締めさせていただきまして。まだあるんですね。後半どうぞ。失礼しました。

小谷委員 できるだけ手短にしゃべります。

2ページの13番のみどりを守る②活用して農地を守るというところなども、これは計画期間でいけば……、これは今回の取組のところだから、みどりの基本計画見直しのところでしたっけ。次の特定生産緑地の指定を見据えて、今後の取組を早く考えていく、市民も参加してとかいうようなことの話をしたいなと思ったんですけど、13番あたりで。これも、井上さんの御説明ですと、みどりの基本計画の見直しのほうの話

になりますでしょうか。

緑と公園係主任（井上） はい。

小谷委員 分かりました。

小木曾会長 小谷さん、ほかに大丈夫ですか。

小谷委員 はい。後に回すことにします。

小木曾会長 では、資料6以降の説明をお願いいたします。

エヌエス環境 エヌエス環境の荻野と申します。資料6から12まで私のほうから御説明させていただきます。

まずは資料6から9までですが、こちらが中間評価のための基礎調査資料ということで、中間評価のために調査をした結果になります。資料10が中間評価について概要を説明したもので、資料11、資料12が見直しの対象となる実施計画の詳細となっております。

それでは、資料6の令和5年度みどり率調査結果を御覧ください。1番、緑被率・みどり率による中間評価ということで、こちらの内容はみどりの基本計画の78ページに記載があるものと同様になっております。中間評価に当たっては、緑被率の調査を実施しておりませんので、東京都のみどり率調査の結果を活用して中間評価を行います。小金井市のみどりの実態調査と東京都のみどり率調査は調査方法に違いがあるのですが、減少する量については同様の傾向であると仮定して、令和5年度の東京都みどり率調査結果を用いまして、1ページの表にありますとおり、小金井市のみどり率の集計を行い、令和5年度の34.1%を基準として中間評価を実施しました。

次に2ページ目は、みどり率の算出方法と平成30年度と令和5年度の結果を示しております。

3ページの調査結果を御覧ください。令和5年度のみどり率は33.6%となり、中間評価の目標値34.1%を0.5ポイント下回る結果となりました。細かい分類別に見ますと、最も面積の大きい樹林・原野・草地（樹林）という項目が5.3%減少しています。こちらが面積で見ると減少量が一番大きいところ。次に、農用地の減少量も大きくなっています。一方、公園・緑地は増加した分類が多くなっています。公園・緑地（緑被地・水面以外）が6.6%、公園・緑地

(樹林) が 4.7% の増加という結果となりました。こちらを合計しますと、平成 30 年度と令和 5 年度で、全体としてはマイナス 4.2% という結果が、こちらのみどり率の調査結果となります。

こちらの表の中で特に増減率が大きくなっているところが、91.8% マイナスの公園・緑地（水面）というところがあり、こちらは公園・緑地に隣接しているような河川や水路があるのですが、そこの河川と水路の水面の部分が、公園として平成 30 年度の調査では集計されてしまっていたところが、令和 5 年度では、もう少し調査が正確になったという印象があります。きちんと水面のところは水面に含まれるようになったというところもあります。そういうことで、どこか特定の公園の水面が大きく減少したというわけではなくて、複数の公園で水路と隣接しているようなところでちょっと精度が上がったというところが、こちらの大きな減少の要因になっているところです。以上が資料 6 の説明となります。

次に、資料 7、小金井市環境・みどりに関する市民アンケート調査結果（速報値）。前回の審議会においてアンケート内容を審議していただきまして、そちらを修正し、期間としては令和 7 年 6 月 25 日から 7 月 16 日までアンケート調査を行いました。調査方法は、調査票を郵送し、返信用封筒にて回収する紙面と、調査票に掲載の二次元コード、URL よりインターネットでウェブ回答していただくという調査方法になります。

回答概要ですが、配布数 3,000 に対して回答数が 1,078、回答率が 35.9% となりました。令和元年度のみどりの調査の際には、同じ 3,000 の配布で回答数が 1,108 でしたので、おおむね前回と同様程度の回答率となっております。今回ページ数もかなり多くて、説明なども多かったのですが、アンケートの自由記入欄などでは、このアンケート自体で環境を勉強する機会になりましたというお答えもいただいておりまして、いろんな環境情報を入れましたのでよかったですかなと考えております。

今回ちょっと時間も限られますので、みどりに関係する設問が多くあるのですけれども、16 ページ、8、小金井市のみどりについてのところを主に御説明させていただきます。16 ページを御覧ください。

みどり施策について、「満足」「やや満足」の合計値は、「みどりの豊かさ」で72.3%、「公園の居心地の良さ」で69.1%と高い結果となりました。「ボランティア活動の参加のしやすさ」「イベントの参加のしやすさ」は2割以下で低い結果となっております。「みどりの質」は、目標にもなっているのですが、「満足」「やや満足」の合計値が47.5%となりました。

16ページの下に、参考として令和元年度のみどりの満足度のグラフを掲載しております。みどりの質の満足度は、令和元年度の67.8%と比較すると20.3ポイント低下した結果となりました。令和元年度においては、一番下のグラフのオレンジの「どちらとも言えない」という回答が19.0%ですが、今回の調査結果では、「みどりの質」の「どちらとも言えない」という回答が、グレーの41.6%となりました。こちらは、今回、参考情報や小金井のみどりの説明を多く入れたため、令和元年度はそんな説明もなくみどりの質の満足度を聞いたという構成のアンケートだったのですが、今回はいろんな情報を入れてそれを読んだ上での回答でしたので、よく考えて皆さん回答していただいたのかなと考えております、「どちらとも言えない」という回答がちょっと増えたのかなと思っております。資料7については、こちらの結果になっております。

次に、資料8、小金井市みどりの基本計画の目標値の実績を御覧ください。表のものです。こちらの資料は、前回の審議会においても、令和6年度までの結果が表示されたものをお配りしていたかと思うのですが、令和7年度の現在集計できているものを表示したものが今回の資料になります。

一番上の緑被率については、今回は東京都のみどり率で評価を行うため となっておりまして、みどりの質の満足度については、アンケート結果から47.5%を掲載しております。現在、令和7年度の中間評価数値として新たに追加したものが環境緑地指定面積と保存樹木の指定本数、保存生け垣の延長と公園・緑地面積、都市計画公園の整備における市民参加実施の割合になっております。

下に参考として、生産緑地地区面積の実績と推計ということで、小金井市のみどりの基本計画76ページにも記載があり、生産緑地の減少が

予想される中で、推計値としてこれぐらいの予想がなされていたのですが、令和6年の時点では、推計が47.66ヘクタールに対して、実績が51.27ヘクタールということで、予想されていた減少よりは抑えられているということがこちらで分かる資料になっております。以上が資料8となります。

次に、資料9、緑化施策に係る国・東京都等の方針や各種制度の動向ということで、中間見直しに際してどのような動向があるかということを示したものになります。教科書的な内容になりますので、主なところを御説明いたしますと、1番、都市緑地法等の改正で、令和6年に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されまして、上記の主な内容として国の方針が策定されたこと、また緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を法的に位置づけ、市町村の実施に係る財源を充実させたこと、また指定法人が地方公共団体に代わって緑地の買入れや整備を行う制度を創設し、財政面・技術面から地方公共団体を支援する、また優良緑地確保計画の認定制度が導入されました。

2ページには、緑の基本方針、こちらが国の方針の内容を掲載しております。

2番には、国・東京都等の各種制度の動向ということで、グリーンインフラですとか生物多様性の確保、脱炭素社会の実現などに向けて、国、東京都、小金井市の動向をまとめたものとなっております。以上が資料9になります。

次に、資料10が、小金井市みどりの基本計画中間評価ということで、今まで基礎調査のようなものだったのですが、こちらが中間見直しの本体という形で、資料10、11、12となります。

まず、中間評価の背景をもう一度御説明いたしますと、こちらが令和13年3月31日までが計画期間となっておりまして、おおむね5年間を区切りに、計画の評価と検証を行うとともに、社会情勢や関連する各種制度の変更など計画を取り巻く環境の変化に伴う中間見直し等を行うものになっております。

中間評価の概要ですけれども、基本計画の取組状況、調査結果、及び国・東京都の緑化施策の動向等を踏まえて、基本計画等の一部を見直し、令和7年度より取組を推進するものです。取組の状況といたしましては、

資料5でお示しておりました実施計画、資料8でお示しした基本計画の目標値の実績、（2）では、中間評価の実施に伴い実施した、新たに今年度実施したものとして、みどり率の調査結果（資料6）、市民アンケートの調査結果（資料7）、また（3）として、国・東京都の緑化施策の動向（資料9）、こちらを行ったというものが中間評価の概要となります。

資料11が実施計画となりまして、基本計画の取組に対する具体的な取組の事業に書かれた、先ほどの資料5のところです。こちらの取組事業の内容を見直すというところが資料11になります。

（2）基本計画（資料12）というところですが、新たなガイドライン策定に伴いまして、みどりの基本計画の一部を見直すということです。資料12にございます赤字のところ、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインと小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドライン、これが新たなガイドラインになりますので、こちらをこの4番、都公園等の整備及び管理の方針に組み込んだものが資料12となっております。

資料11が先ほどの資料5、実施計画の内容を修正したものになりますので、資料11について御説明いたします。こちらの見方ですけれども、表の構成は資料5と似ているのですが、まず関連資料として資料5から12まで記載しております、例えば資料5、小金井市みどりの基本計画実施計画は、以下、「実施計画」としてこの表の中では記載しております。表の左側、「みどりの基本計画の記載」と「該当する取組（具体的な事業等）」、こちらについては資料5と同じ内容が入っておりります。その隣の列の「見直し理由」というところで、上の関連資料、例えばナンバー2では、見直し理由が「アンケート」になっておりまして、こちらはアンケートの結果、「ネイチャーポジティブ、30 by 30の認知度は低かった。」、こちらを見直しの背景として、生物多様性の普及啓発についての取組を追記するという、見直しの方向性を述べまして、最後一番右側の「見直し後の取組」ということで、こちらは担当課へ照会し決定するんですけれども、取組事業名ですとか取組事業内容を、見直し理由、見直し背景にのっとってこちらで見直しをかけたもの、こちらが一番最後の右側の列になっております。

主なものを御説明いたしますと、ナンバー5のところで、該当する取組が、市民団体の活動支援、取組事業内容が、みどりの保全などの活動をする市民団体と連携して、維持管理・保全するというものですが、見直し理由が、実施計画。先ほどもC評価があったという話があつたのですが、取組状況、評価、実施効果がC評価、活動を休止したため協議には至らなかつたという見直し背景があります。その結果、市民団体の活動休止により、連携が今できていない状況になっており、事業者や市民との協力による事業への取組の変更を検討しております。事業者によるみどりを守る取組として、新たに国の制度として優良緑地確保計画認定制度がありますので、こちらの取組などを周知することを検討しているという見直しの方向性で、見直し後の取組が、取組事業名、市民団体や事業者の活動支援に変更とし、内容は、優良緑地確保計画認定制度を周知するというものを追加したというところが変更になったところでございます。

次に、ナンバー新1となっている、みどりを守る、（3）農地を守る、②活用して農地を守るということで、生産緑地地区面積は減少傾向になっておりまして、目標で減少量抑制を達成するということ、環境基本計画に記載の取組と整合を図る、関連計画と整合を図るということ、また、みどり率も減少しているという見直し背景がありますので、見直しの方向性として、民間企業等への生産緑地の貸出などの情報提供の強化を検討。こちらの取組については、既に環境基本計画で実施されている取組になります。環境基本計画と整合した取組の内容を、右側の取組事業名、営農困難な都市農地の貸借を推進、こちらはみどりの基本計画としては新規で入れる、取組内容も環境基本計画と同様のものをこちらに入れたということになっています。

次に、ナンバー新2、みどりをつくる、（1）魅力ある公園をつくるということで、背景として、魅力ある公園づくりとして、小金井みんなの公園プロジェクト「play here」をこちらの計画に位置づける。みどりの基本方針においては、緑地の保全及び緑化の推進の意義としてWell-beingの向上が挙げられ、Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市を目指す必要がある。また、都市公園等の整備及び管理の方針の見直し、先ほどの資料12に、小金井市インクルーシブデザインに配慮した

公園活用ガイドラインを挙げております。このような背景の下、見直しの方向性として、インクルーシブデザインに配慮した公園整備を契機とした公園の活用及び障がい者等の理解の促進を方向性に、見直し後の取組事業名が、小金井みんなの公園プロジェクト「play here」で、取組内容が、インクルーシブデザインに配慮した公園施設の活用及び公園を拠点とした障がい者等の理解を深める取組を実施する。こちらを新たな取組として追加しております。

次に裏面の2ページを御覧ください。24番、みどりをつくる、(1)魅力ある公園をつくるのところで、現在の取組事業名が、新型コロナウイルス感染拡大防止のための公園利用です。見直しの理由が、みどりの基本方針において、緑地の保全及び緑化の推進の意義としてWell-beingの向上が挙げられること。また、人々が集い、コミュニティを形成する場として公園の役割が求められていること、アンケートではイベントの参加のしやすさの満足度が低い結果となったこと、こちらを背景として、見直しの方向性は、Well-beingを実感できる、公園でのイベント開催など人々が集う場所としての活用を促進する必要がありますので、見直し後の取組は、コロナウイルス感染拡大という事業名を取りまして、取組事業名は、公園でのイベント開催等、コミュニティ形成となります。事業内容は、新しい生活様式に心がけて、心身の健康を維持し、人々が集う場として公園を活用するとなります。

次に、46番、みどりをつくる、(3)みどりのまちなみをつくるの中で、取組事業名が、中央線沿線の緑化推進。こちらが見直し背景として、取組状況、評価、実施効果がC評価、公的施設の新たな緑化に至っていないということと、中央線沿線に新たに緑化する施設がないという背景があります。見直しの方向性としては、中央線沿線には限定せずに、みどりの軸に隣接する公共施設の緑化の推進として、見直し後の取組は、取組事業名、みどりの軸の緑化推進、事業内容が、みどりの軸に隣接する公共施設の緑化を推進するという見直し案となります。

一行一行御説明いたしますと長くなってしまいますので、資料11はこのような見直し案となっている資料になります。

私からの説明は以上です。

小木曾会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明の中で、質問等ございましたらお願いいいたします。

上原委員 教えていただきたいのですが、資料7の16ページ、みどりの質という言葉が使われているのですが、すみません、私、読み込みが足りなくて、みどりの質の定義がちょっと分からないので、教えていただけないでしょうか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

みどりの質につきまして、みどりの基本計画の中には、みどりの質とはという明らかな定義はなく、ページで言うと10ページ、11ページのように、こういう将来像を持って計画しています。具体的にその満足をお聞きするときに、こういうもので図りたいですというのをアンケートの中に説明として載せたページがございまして、私たちが目指すみどりはこちらですというので説明させていただいております。計画で言うと、先ほどの10ページ、11ページのところで、それを文面化して伝わるように工夫したものがこちらでございます。

補足として、こちら実際のアンケートなのですが、回答のための参考の情報として、参考メモ、私たちが目指すみどりということで、みどりの将来像についての説明と、質の高いみどりの説明として、地域特性に応じた多様なみどり、多様な機能を有するみどり、生活に季節感や潤いをもたらすみどり、生態系やまちの景観への配慮が保たれているみどりとしてみどりの質、こういうみどりが質が高いと言えますと、このイメージをこちらでお伝えして、それを基にみどりの質を5段階評価で回答していただいたという形になります。

上原委員 分かりました。ありがとうございます。

小木曾会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

馬場委員 素人の質問で悪いのですが、優先順位というか、今年度これをやるとかというプライオリティーというのはないですか。今年度これをやるとか重点的にやる、重点というところがついているのもありますけど、そういう優先順位をつけないと評価がぼんやりとしたBばかりになる。それは何かやったということなのかもしれないけど、今年度はこれをやるんだと、そういうのを感じさせたほうがいいんじゃないかなと思うのですけど。あと、項目がたくさんあり過ぎて、読むのも大変だし、もうちょっと少なくしたほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

小木曾会長 これはどこがお答えしたらいいのですか。市のほうでどうですか。

緑と公園係主任（井上） 事務局、井上です。

今の馬場委員の御提案としては、実施計画の項目が多過ぎるということでしょうか。

馬場委員 1つはそれと、あとプライオリティーをはっきりさせて、今年はこれをやるんだという、市としてなのかどうか分からぬけど、その意識を前に出したほうがいいのではないかなと思って。例えば、僕なんか見ていて、玉川上水のところで桜の木を一生懸命切られていたじゃないですか。これは評価Aになっているのですが、あのことがいいのか悪いのか分からぬですが、あれはよく目に見える作業だったから分かったんですけど、あれはやったんだなとか、そういう実績としても分かるし、あれもこれもいっぱいあり過ぎて、書き過ぎてよく分からない。

緑と公園係主任（井上） みどりの基本計画の中では、12ページに重点となっているところの★の根拠としましては、基本計画を決めるときに、新たに力を入れる取組ということで、全部ではなくて、具体的にこれに特に新たに力を入れたいですというのは決めています。ただ、何か市の取組でいうときに、1年度だけで終わるものというのは少ないかなと思っています。例えば、ボランティア活動の推進に力を入れたいですとうたつておりますが、これが令和7年度だけで終われるかと言ったら終われないで、単年度、その1年だけこれですというのは難しいかと考えます。

馬場委員 僕が聞いているのは、プライオリティーをつけたほうがいいんじやないかということです。今年はこれをやるとかね。3年計画もいいけど、小学生と一緒にやって何かやるのだって、ボランティア活動を中心に今年度はやってみようとかという。素人過ぎて悪いのですが、何もかもやられて、これだけよく仕事するなと思ったんですけど、そんなに仕事はしなくて……。

環境政策課長 やはりそこら辺の優先順位というのは、確かに事業をやっていく中で必要かと思います。ただ、この実施計画の見直しというところで羅列させていただいて、今、井上のほうから説明させていただきましたけど、重点項目というところで一般的なところはちょっと見ていただいて、優先順位というのは確かに大事だよなとか、あとニーズが多いところというのを各課であると思いますので、そこら辺は個別に判断して年度ごと

にやっていくものというのは優先順位をつけてやっていきたいと思います。これだけやってやり切れるのかというところもあるのですが、市としては、計画に基づいてできるところをやっていきたいなと思いますので、そのように御理解いただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

馬場委員 とんでもないです。

環境政策課長 ありがとうございます。

小木曾会長 ありがとうございます。気持ちは分かりますけど、結構議論してこれもつくってずっとやってきているもので、やることを決めてきているので、市のほうも大変なんですけど。

馬場委員 いや、すごく大変だと思いますけど。

小木曾会長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

小谷委員 小谷です。

先ほどの議題のところでもお話しさせていただいたので簡潔に繰り返しますけれども、まず基本計画の19ページに、緑地保全に関する制度を書いていて、このところではまだ、500m<sup>2</sup>以上と書いているところ、ここは300m<sup>2</sup>というふうに下限面積を下げたということですね。

緑と公園係主任（井上） そうです。要件を下げました。

小谷委員 そういったことも直していくんでしょうかねというのが1つ。それは基本計画の文言上の、何か注釈を入れるのもいいのですが。

それと、国分寺崖線周辺のみどりは非常に大事なところであるといったところが、一丁目一番地のようにみどりの基本計画で登場してくるわけなんですけど、今、表では、御提案いただいている2番からになっていますけど、1番のところでも、先ほどの行事で、環境フォーラムなどでもっと積極的にPRするとか、そういうものは手厚くしていくというところがあっていいんじゃないかなというのが1つです。

それから、みどりを守るということで、この表で言うと2番から8番全般、まずは2番から5番の崖線周辺のところで言うと、国の制度ですか都市緑地法が改正されて、特別緑地保全地区（補注：都市緑地法第12条。都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。都市計画に指定することにより豊かな緑を将来に継承することが可能）も、大きな意

味で言えば指定しやすくなつたということなんじやないかなと。それは土地所有者から買取り申出が出たときには買い取らなきやいけないというはあるんですけれども、それでも、それを分割しながら支払っていくというような制度（補注：令和6年2月閣議決定「都市緑地法等の一部を改正する法律案」）もできる等、今日皆さんには、そういったところまでの情報提供はないでちょっと考えが共有しづらいところもあると思うんですけど、結構国の中でも緑地を保全しやすくする方向で整備されてきています。まずはこういったところでもできるだけ早く共有して、この間も勉強会をやってくださいましたように、ワーキングを別途こえていく必要があると思います。特に今、都市計画道路が国分寺崖線を縦断する計画があるのですが、それが本当に事業化に向けて実施されてしまいそうだというところもある中では、喫緊の課題だと思っております。国分寺崖線をできるだけ、例えば特別緑地保全地区に指定するところを増やして、現状凍結的に守る、そういったことを幅広く、しかも深く急いで議論する必要が大いにあると思っています。これはどこに書いたらいいのかというのは何とも言えませんけれど。

それから、6番から8番の民有地のみどりを守るといったところでも同様で、先ほどの環境緑地とかも、ほかのみどりも位置づけになる、生産緑地になるという意味であるならばいいんですけど、みどりを支援しますと言いながら、でも、指定解除の申出があったらすぐ解除してしまうということだと、それって確約的なものではないですね。やっぱりもっと担保されるような形で、以前私も民有緑地の屋敷林のほうでも、先ほど出た環境緑地のところでも、特別緑地保全地区の指定の陳情というのを二十数年前に出したこともありますが、もっと今新しいツールの下でみどりをしっかりと守っていく、適切に管理をしながらみどりを守っていくということをうたっていく必要があるのかなと思っています。この辺りが、まず2番から8番あたりで。ちょっと農地のところでも言いたいことがあるのですが、一旦止めます。

小木曾会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。どうぞ。

犀川副会長 犀川です。

農地とか崖線のところとか、ああいったところがいきなり開発されち

やつて、解除されて、太陽光パネルなんてそんな話はないのでしょうか。それこそ我々みどりを守るというふうなことで会議しているのですが、根本的にみどりを取られちゃいますよね。もしそういうものができるという計画とか何か起きた場合にどうしたらいいのですか。小金井にはまだないですよね、太陽光パネル。

小谷委員 太陽光パネルの話は、ちょっと私は触れてないですけど。

犀川副会長 みどりを守るというのと関連して、例えば空き地があったところにいきなり太陽光パネルがざーっと並んだら、今日は暑いですけど、暑さもまたすごく暑くなっちゃうらしいですね。植物がそもそも減っちゃうし。

小谷委員 それは、みどりや生態系が壊されていくという見方としてはありますね……。

犀川副会長 そういう意味で言うと、これとはちょっと話が違うのですが、もしそういうのがばっと出て、そういう計画を中止するわけにいかないなんていうことになったら大変だと思うんです。小金井市全体のみどりの危機になりますよね。

小谷委員 そうですね。

犀川副会長 そういったのは今のところないですか。

小木曾会長 今のところはないですよね。

犀川副会長 それから、神宮の森がなくなつて太陽光パネルになるという話がありますから、ここだってうっかりしていると知らないうちに太陽光パネルに埋め尽くされちゃったり何かしたら大変だなと思うんですよ。

環境政策課長 環境政策課の岩佐です。

よく山とか地方とかに行くと太陽光パネルがずらつと並んでいて、電車で乗っていてよく見たりするのですが、今のところ小金井市でそういう計画があるというのは聞いておりません。

犀川副会長 それはよかったです。だけど、永久にそういう計画が出ないとは限らないと思うんですよ。やっぱり出たらどういうふうに対処するかというのをちょっと考えておいたほうがいいんじゃないでしょうか。もうできちゃってからじや、反対運動なんかしなきゃいけなくなっちゃうから、そんなことにならないように。そういったところもやっぱりみどりを守るというやつの1つだと思うんですね。

- 松嶋委員 ちょっと余談ですけど、農地に太陽光パネルを設置しませんかという話は、農家さん個人に結構そういう会社が、ここが空いているので農地を。それに対して、いいですねというような方も多分いなくはないかと思うんですけど、やっぱり農地がちょっと日陰になってしまったりとかいろいろなことで、どちらかといえば反対の農家さんも多いんですけど、そういう話は結構ありますね。地方へ行くと畑にばーっと。
- 犀川副会長 あれなんか大変だと思う。
- 松嶋委員 それをやりませんかという話は結構聞きますね。
- 犀川副会長 じゃあ、今のところラッキーなんですね。
- 松嶋委員 それを推進するのがいいのかどうか、環境的にどっちがいいのかというのも今分からないんですよね。
- 犀川副会長 駄目ですよ、大変。
- 松嶋委員 耕作放棄になっているくらいだったら太陽光にしたほうがいいとかいう話もあったり。
- 犀川副会長 いや、そんなこと絶対ない。
- 松嶋委員 そうなんですよ。私もそうだと思うんですけど、言われると……。
- 犀川副会長 植物に吸ってもらって炭酸ガスを減らす。それで植物は酸素を出ながら。水を蒸発して涼しくしてくれるでしょう。大事なんですよ。
- 松嶋委員 農地を肥培管理していく上で、やっぱり作物が育ってないと農地として認められないというのがあるんですけど、ある程度雑草が生えていてもそのほうが環境的にいいんじゃないかと私は個人的に思っているんですけど、その辺がちょっと農業委員会の農地の難しいところだと思っていて、太陽光パネルにしてもいいという話になったら、雑草がどんどん生えちゃうけどというふうな考え方を持つ方が出ないとも限らないと思っていて、ちょっと危ないなと思っているところでございます。
- 犀川副会長 雜草のほうがいいな。
- 小木曾会長 これはいろいろ規制があると思いますので。特に森林とか、ああいうところに問題が結構起きていますけど、小金井市で今のところないで、取りあえずこの話は注意喚起ということで。
- 犀川副会長 ちょっと今知りたいなと思って。
- 小木曾会長 ありがとうございました。
- 私からちょっとよろしいですか。資料の16ページ、みどりの質の満

足度の話なのですが、令和元年が 67.8% で、令和7年に 47.5% になっていると。この間のアンケート調査でそうなっていると思うんですね。これがこの横長の 21 ページの表、こんなふうになっていて、ちょっと説明の中で、前の質問の仕方と今回の質問の仕方が多分違うので、それが、皆さんがあなたの質についてより理解されたのでこういう結果になっているということなんですか、私は比較するときというのは質問の仕方を基本的に同じようにしないと比較にならないと思います。ですから、こういう大きな質問というのは同じようにしておいて、あとプラスアルファで聞くところは聞いてもらってもいいんですけど、ちょっと気をつけないと、何かいいことを聞いてみんなあんまりの質について勉強できたけど、前の数字とえらい変わってしまった。このことが気になっているんですけどね。そういうのは学会の論文だとまずあり得ないです。同じ質問を同じように聞かないと比較が出てきませんから。そういうところはちょっと気になっているので、今後は、工夫したらいいかなと思います。これをコメントしないと単純に減ってしまったということになると思うので、少し気になるところです。

あと、保存樹木を増やすとかいう話で、例えばいろんな大学のところにある大きな道路、例えば学芸大学がありますよね。あれは保存樹木になっているんですか。

犀川副会長 保存樹木になってないです。

小木曾会長 ですよね。それは申請しないんですか。国だからやらないのかな。

犀川副会長 あそこはひどい大学なんですよ。木を枯らしちゃったのね。桜並木がなくなっちゃった。

小木曾会長 国立大学は駄目なのかな。

緑と公園係長 国立大学法人も対象となります。

犀川副会長 小金井市の方針と真っ向対抗していますね。

小木曾会長 大きな、この規定に合うやつを申請すればいいんじゃないですか。私も幾つか考えていて、私、元URにいたんですけど、集合住宅がありまして建替事業をやって、昭和30年代の団地の保存樹木を結構残して建て替えてるんですよ。結構それがいまだに大きなものがあって、多分あれなんかも申請してないんじゃないかなと思うんですね。私から1回話をしてもいいんですけど、そういうものもまだ結構ポテンシャル

としてあるはずなので、もっとこちらから、いかがですかということができないのかなというのが1つあります。特に分譲の集合住宅なんかでもあると思いますので、そういうのをリストアップしてダイレクトメールでお手紙するとか、市長からでもいいですし、この審議会、私たちでも結構ですので、そういうことをするだけで違うと思います。あと神社とか、そういうのもまだまだあるんじゃないかなと思っていまして、そういうところにもちょっとお願いしてもいいんじゃないかなと。

あと保存樹木と環境緑地というのはダブルで申請できるとこの間聞いたんですよ。ということは、片一方しかやってない人もいるんじゃないかなと思って、そういうのもちょっとフォローすると増えていくんじゃないかなと思います。

犀川さんには学芸大学にちょっと聞いてもらって。

犀川副会長 ひどいですよ。砂漠みたいになっちゃった。

小木曾会長 切っちゃったの？

犀川副会長 みんな切ってなくなっちゃった。あそこ桜の名所だったんですけど、桜がなくなっちゃってね。

小木曾会長 でも、ちょっとは残っているんじゃないですか。

犀川副会長 いや、もうほとんどないです。すごいんですよ。

小木曾会長 そうですか。

私からはそんなところかな。何か協力することがあれば言っていただければ、私から対応したいと思います。

時間がなくなってきちゃったんですけど、小谷さんが途中だったんですよね。

小谷委員 そんな感じで、私の発言したのはどういう扱いになったかどうかということと、要するに、特別緑地保全地区制度とか、そういった有用な制度の活用と、国分寺崖線、当面の中では喫緊の課題として深く検討していく場をつくる。ワーキングをつくるとか、それをする必要があるということ。

それから追加で、5番、市民団体の活動支援というところで、崖線関係の市民団体とうまく連携できていないという評価になっていますが、市民団体の活動を積極的に支援しましょうというところで幾つか団体がございますし、私が所属している環境市民会議などもそういった団体の1

つになろうかと思いますけど、そういったところがもっと力というんですか、私の場合、別の仕事をしながらこういったところに出てくるとなると、かなり時間をやりくりするのが大変なので、そういったところはもっと市との協働の関係で、市民活動が支援されるような形を整える必要があるだろうと。ただ、行く行くは自律する必要があるので、剪定サークルの皆さんがいらっしゃったりしますけど、みどり法人という制度（補注：正式名称は緑地保全・緑化推進法人。都市緑地法で地方公共団体以外のN P O 法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することを後押しするもの）がありますか、何かもっと自律的に小金井のいろんな場面で活躍できるようなプラットフォームとしてのみどり法人をこさえていく。これは市長さんが認定すればできる制度でもあったりするし、先ほど言った特別緑地保全地区なんか指定した場合は、その買取りをして税制優遇が得られるような法人格を持つ仕組みもあったりするんですね。その辺りの情報共有とか深掘りする場が、私、今回、緑対審2期目になりますけど、なかなかこの場でも出てきにくい状況にあるなというのを感じておりますので、その辺りをもっと深掘りして、それは別のところでワーキングなどをした中で提言案をまとめていいかと思います。これ、今回見直し案というのは提言をするんですよね、緑対審として市民に対して。そういうことをしていく必要があるかなと。

さっき言った都市計画道路の問題、あえて問題と言いますけど、そういったものも対処していくには、もっと緑対審自身も議論が活性化するような形でないと、本当の意味での多くの小金井市民が危惧しているみどりの崖線の環境については対処ができないのかなと切に感じております。この辺りは、確約的な答えはいただかなくても結構ですけれども、市役所さんのほうでもぜひ、あるいは皆さんともぜひまた掘り下げたディスカッションをしたいなど。しかもそれが行動に移せるように。というふうに思っております。どうぞよろしくお願ひします。

小木曾会長 ありがとうございます。今の御発言に何かコメントございますか。

緑と公園係長 事務局の小林です。

いただいた意見、今日初めていただく意見もありますので、委託会社

とも見直し案が今回お示しした資料で確定というわけではなく、また次回以降の審議会でも見直し案については検討する場がありますので、そこで協議した内容を踏まえて御回答できればなと思っております。ワーキングをつくるというご提案ですが、ワーキングの位置づけや謝礼の取り扱いなども検討する必要があります。また、特別緑地保全地区につきましても、ご紹介いただいたように様々な制度ができている中で、どこを指定できるのかというところも含めて、所有者の方との協議も必要になりますし、財政的な面の担保も当然必要になってきます。適切な管理というお言葉もありましたので、現在も公園が220以上ある中で、さら、特別緑地保全地区の樹木も非常に多いところを管理するというところ、ランニングコストも含めて検討する必要があります。所有者との協議というところの課題を踏まえつつ、特別緑地保全地区として対象となる場所があるのか、財政的にそれがかなうのかというところも含めて総合的に判断する必要があるかと思います。したがいまして、この場で指定するというような踏み込んだ発言はできないというところで御理解いただければと思います。

小谷委員 それは十分承知しております。最低限の問題提起。

ごめんなさい、あと1点だけ。今の関係で言うと、小金井市さんには寄附財産の……、何でしたっけ、屋敷林とかの寄附をするときの寄附を受け入れるための判断基準という要綱（補注：正確には「小金井市寄附公園の設置等に関する要綱」）を設けていらっしゃって、ちょっとそういったことの見直しも私の視野の中にありますので、一律に近隣（補注：500m以内）に緑地とか公園があれば寄附は受け入れない等と規定されています。屋敷林のような重層的なみどりとかそういったものと、平べったい遊具がある程度のオープンスペースというのは一律な基準で見るものではないだろうなとか、そういったことを思っております。これは後で分かりやすく解説したのを別途お送りしたほうがいいと思うので、時間もないようですから。

とにかく考えていることはかなりございますので、その辺りはこの審議会の中だけではとても時間が足りない、準備も足りない状況だと思って、そこはぜひよろしくお願ひいたします。

小木曾会長 御意見ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。全体を通してでも構いません。

特にないようでしたら、本日の議事は全て終了いたしました。

―― 了 ――